プロジェクト項目　マイナス金利に関連する会計上の論点への対応
今後の進め方

本資料の目的

1. 本資料は、マイナス金利に関連する会計上の論点への対応に関して、今後の進め方について検討することを目的とする。

経　緯

2. 平成 28 年 1 月 29 日に、日本銀行は「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」を導入することを決定した。これを受けて、同年 2 月 16 日から、金融機関が保有する日本銀行当座預金のうち一定の部分に 0.1%のマイナス金利が適用されている。

　マイナス金利政策の対象は金融機関が保有する日本銀行当座預金であるが、同預金に対する金利は市場の金利体系の元締めであるために、同金利がマイナスとなることにより短期金融市場の金利が連動してマイナスとなっている。加えて、日本銀行が国債を購入する金融緩和政策により、国債の利回りが低下している。

3. これに関連して、当委員会では、以下の議事概要を公表した。

(1) 退職給付債務の計算における割引率に関する議論（第 331 回企業会計基準委員会（平成 28 年 3 月 9 日開催））

(2) 金利スワップの特例処理に関する議論（第 332 回企業会計基準委員会（平成 28 年 3 月 23 日開催））

4. 当委員会の事務局が調べた範囲では、平成 28 年 3 月期の有価証券報告書において、退職給付関係の注記事項として開示されている割引率に関して、マイナスの値（「△」と表記）を記載していた会社は 39 社、ゼロの値を記載していた会社は 151 社であった（複数の率や使用した率の範囲が開示されている場合には、開示されている中で最低の率を抽出した。）。

5. その後、平成 28 年 9 月 20 日及び 21 日に開催された日本銀行 政策委員会・金融政策決定会合において、経済・物価動向と政策効果について総括的な検証が行われ、今般、「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」が導入されている（詳細は、参考資料を参照。直近の国債金利及び市場金利の動向については、別紙 1 及び別紙 2 を参照）。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

分　析

6. 新たに導入された「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」では、長短金利操作（イールドカーブ・コントロール）における金融市場調節方針として、以下が示されている。

   (1) 短期金利：日本銀行当座預金のうち政策金利残高に▲0.1%のマイナス金利を適用する。

   (2) 長期金利：10 年物国債金利が概ね現状程度（ゼロ%程度）で推移するよう、長期国債の買入れを行う。

7. 対象となる会社数が多い 3 月決算会社の期末決算を見据えたスケジュールを勘案すると、現時点において、公開草案を経た基準開発を行うか否かについて方向性を判断する必要がある。

8. マイナス金利に関連する会計上の論点のうち、候補となる論点は以下であると考えられる。

   (1) 本年 3 月に議事概要を公表した論点

      ① 退職給付債務の計算における割引率

      ② 金利スワップの特例処理

   (2) その他の論点（例えば、資産除去債務に係る割引率等）

（退職給付債務の計算における割引率）

9. 退職給付債務の計算における割引率について、一般に、企業において退職給付債務は重要性があり、計算に用いる割引率は財務諸表に重要な影響を与える可能性がある。この影響度合いを把握するため、以下では、いくつかの観点から分析を行う。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

マイナス幅による影響度合い

10. 当委員会の事務局により、3つのモデルケースを用いて、割引率について、「①マイナスの国債利回り（▲0.1%又は▲0.3%）をそのまま用いて計算した退職給付債務」と、「②ゼロを下限とした利回りを用いて計算した退職給付債務」とで、どの程度変動するかのシミュレーション計算によって、影響度合いを把握した結果は、以下のとおりであった[1]（分析においては、単一の割引率を前提としている。）。

(1) マイナスの国債利回りとして▲0.1%を用いた場合の影響度合い

	ケース1 支払見込期間 ：5年	ケース2 支払見込期間 ：10年	ケース3 支払見込期間 ：13年
①マイナスの国債利回り（▲0.1%）をそのまま用いて計算した退職給付債務	855百万円	4,146百万円	29,967百万円[2]
②ゼロを下限とした利回りを用いて計算した退職給付債務	850百万円	4,104百万円	29,581百万円
割引率が0.1%変動した場合、退職給付債務が変動する割合	0.5%	1%	1.3%
（従業員数）	625人	1,162人	3,836人

[1] 主な基礎数値については、それぞれ以下を用いた。
従業員…20歳に入社、60歳で定年、毎年300人が入社するものとする。
給与…定額（500,000円／月）とする。
退職率…「退職給付会計に関する数理実務ガイダンス」（公益社団法人日本年金数理人会・公益社団法人日本アクチュアリー会）の付録3
死亡率…「確定給付企業年金死亡率（第21回生命表ベース）男子」の率
退職金…退職一時金のみとする。

[2] ケース3の退職給付債務は、ケース2に比べて大幅に増加している。これは、一つのモデル企業において、退職率だけを変化させているのではなく、退職率に応じて人数設定も変化させているため、支払見込期間が長くなることに加えて、その影響も受けているためである。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

(2) マイナスの国債利回りとして▲0.3%を用いた場合の影響度合い

	ケース1 支払見込期間 ：5年	ケース2 支払見込期間 ：10年	ケース3 支払見込期間 ：13年
①マイナスの国債利回り（▲0.3%）をそのまま用いて計算した退職給付債務	863百万円	4,231百万円	30,763百万円
②ゼロを下限とした利回りを用いて計算した退職給付債務	850百万円	4,104百万円	29,581百万円
割引率が0.3%変動した場合、退職給付債務が変動する割合	1.5%	3.1%	4.0%
（従業員数）	625人	1,162人	3,836人

11. 前項のモデルケースを前提にすると、現時点におけるマイナスの利回り（5年国債が▲0.2%前後、10年国債が▲0.05%から▲0.1%）が退職給付債務へ及ぼす影響度合いは、比較的限定的であると考えられる。

<u>重要性基準を採用している場合の影響</u>

12. 次に、平成28年3月期決算に用いている割引率に関して、いわゆる重要性基準[3]を考慮したときに、国債利回りがどの程度下落した場合、割引率を見直す必要があるかどうかを分析した結果は、次ページのとおりであった（主な基礎数値については、第10項と同じものを用いている。また、分析においては、単一の割引率を前提としている。）。

[3] 退職給付会計基準では、いわゆる重要性基準が定められており、期末の割引率により計算した退職給付債務が、前期末の退職給付債務と比較して10%以上変動するときには、期末の割引率を用いる必要があるとされている（退職給付会計基準(注8)、退職給付適用指針第30項）。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

(1)平成 28 年 3 月 31 日現在の国債利回りを平成 28 年 3 月期決算に用いている場合

	ケース 1 支払見込期間 ：5 年	ケース 2 支払見込期間 ：10 年	ケース 3 支払見込期間 ：13 年
平成 28 年 3 月 31 日現在の国債利回り	▲0.19%	▲0.049%	0.176%[4]
退職給付債務が 10%以上変動する利回り	▲2.19%	▲1.049%	▲0.60%

(2) 平成 27 年 3 月 31 日現在の国債利回りを平成 28 年 3 月期決算に用いている場合
（これは、平成 27 年 3 月期決算において割引率を見直し、平成 28 年 3 月期決算においては重要性基準により割引率を見直さなかったケースである。）

	ケース 1 支払見込期間 ：5 年	ケース 2 支払見込期間 ：10 年	ケース 3 支払見込期間 ：13 年
平成 27 年 3 月 31 日現在の国債利回り	0.131%	0.398%	0.758%
退職給付債務が 10%以上変動する利回り	▲1.866%	▲0.602%	▲0.02%

(3) 平成 26 年 3 月 31 日現在の国債利回りを平成 28 年 3 月期決算に用いている場合
（これは、平成 26 年 3 月期決算において割引率を見直し、平成 27 年 3 月期決算及び平成 28 年 3 月期決算においては重要性基準により割引率を見直さなかったケースである。）

	ケース 1 支払見込期間 ：5 年	ケース 2 支払見込期間 ：10 年	ケース 3 支払見込期間 ：13 年
平成 26 年 3 月 31 日現在の国債利回り	0.197%	0.641%	1.046%
退職給付債務が 10%以上変動する利回り	▲1.8%	▲0.359%	0.27%

[4] 便宜上、15 年国債の利回りを用いている。以下、同じ。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

13. 前項のモデルケースは簡易な前提条件を置いたケーススタディーであるため実務にそのまま当てはめることはできないものの、傾向をとらえるために以下のとおり分析する。

14. 前項(1)の場合、利回りが全般的に相当程度マイナスとならない限り（例えば、10年国債の利回りが1.0%を下回るなど)、割引率を見直す必要性は生じないと考えられる。

次に前項(2)の場合、支払見込期間が5年や10年のケースであれば、利回りが全般的に相当程度マイナスとならない限り（例えば、10年国債の利回りが0.6%を下回るなど)、割引率を見直す必要性は生じないと考えられる。

一方、支払見込期間が13年のケースでは、利回りがマイナスかゼロかによって割引率を見直す判断が変わり得るため、影響が生じると考えられる（なお、支払見込期間が13年のケースで利回りがマイナスとなる場合には、支払見込期間が5年や10年のケースにおいても利回りが相当程度マイナスとなる可能性がある。)。

前項(3)の場合の支払見込期間が10年のケースでは、平成26年3月期決算において割引率を見直し、平成27年3月期決算及び平成28年3月期決算では重要性基準により割引率を見直さず、当該利回りを平成28年3月期決算に用いている場合には、10年国債が▲0.3%を下回ると割引率を見直す可能性が生じる。

次に、前項(3)の場合の支払見込期間が13年のケースでは、平成26年3月期決算において割引率を見直し、平成27年3月期決算では重要性基準により割引率を見直さないものの、平成28年3月31日現在の国債利回りは0.176%であるため、平成28年3月期決算において退職給付債務が10%以上変動することにより割引率を見直している可能性があると考えられる。よって、利回りが全般的に相当程度マイナスとならない限り、割引率を見直す必要性は生じない可能性があると考えられる。

国債と優良社債との差

15. 退職給付会計基準(注6)では、「割引率の基礎とする安全性の高い債券の利回りとは、期末における国債、政府機関債及び優良社債の利回りをいう」とされており、退職給付債務の計算における割引率として、国債の利回りを基礎とするケースと優良社債の利回りを基礎とするケースがある。過去3年の3月末におけるそれぞれの利回りは、次ページの表のとおりであり、おおむね0.2%から0.4%程度の乖離が生じている。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

基準日		5年利回り	10年利回り	15年利回り
平成26年3月31日	①国債	0.197%	0.641%	1.046%
	②優良社債[5]	0.417%	0.857%	1.274%
	③両者の差(②－①)	0.22%	0.216%	0.228%
平成27年3月31日	①国債	0.131%	0.398%	0.758%
	②優良社債	0.348%	0.791%	1.042%
	③両者の差(②－①)	0.217%	0.393%	0.284%
平成28年3月31日	①国債	▲0.19%	▲0.049%	0.176%
	②優良社債	0.164%	0.367%	0.491%
	③両者の差(②－①)	0.354%	0.416%	0.315%

（進め方の検討）

16. 本年3月においては、3月決算会社の期末決算に対応するために緊急性が高かったことから、議事概要で当委員会における議論の内容を周知した。現時点ではマイナス幅は小さいものの、退職給付債務の算定は一般的に財務諸表に与える影響が大きく、かつ、本年3月の議事概要が平成28 年3 月決算においての取扱いとされていることから、平成29年3月期の決算に向けて当委員会において審議を行うニーズが一定程度聞かれる。これらを踏まえると、本論点については、実務対応報告等の基準開発を行うことが適切であると考えられるがどうか。

17. 仮に基準開発を行う場合、親委員会ベースで検討しつつ、退職給付専門委員会の専門委員にも意見聴取を行いながら進めることが考えられる。

　なお、3月決算会社の期末決算を見据えたスケジュールを勘案すると、公開草案を可能な限り速やかに公表し、平成29年3月までに最終化することを目標として検討を進めることが考えられる。

[5] 優良社債の利回りは銘柄数に応じた加重平均であり、平成26年3月31日及び平成27年3月31日は格付投資情報センター及び日本格付研究所が公表しているデータに基づき計算し、平成28年3月31日は格付投資情報センター、日本格付研究所及びスタンダード＆プアーズが公表しているデータに基づき計算している。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

（金利スワップの特例処理）

18. 金利スワップの特例処理については、比較的多くの企業で使用されている。本年3月では、継続的に使用している場合の取扱いを記載したが、新規契約の取扱いは示していない。

　その後、実務において解釈上の重要な問題が生じている、ないし混乱が生じているとの意見は特段聞かれていない。

19. よって、本論点については特段の対応は不要であると考えられるがどうか。

（その他の論点）

20. マイナス金利に関連する会計上の論点には、退職給付債務の計算における割引率及び金利スワップの特例処理以外に、例えば、資産除去債務に係る割引率、債務に関してマイナスの金利を受け取った場合の表示、金融商品の時価等の開示における時価の算定の取扱い等がある。

　これらについて、本年3月に議論を行っていないものの、実際に実務において解釈上の重要な問題が生じている、ないし混乱が生じているとの意見は特段聞かれていない。

21. よって、これらの論点については特段の対応は不要であると考えられるがどうか。

ディスカッション・ポイント
事務局の対応案について、ご意見をお伺いしたい。

以　上

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

別紙１　最近の国債金利の動向

国債金利情報

（単位 ： %）

基準日	5年	10年	15年
H28.1.28	0.011	0.229	0.554
H28.1.29	▲ 0.071	0.104	0.436
H28.3.1	▲ 0.224	▲ 0.049	0.183
H28.3.31	▲ 0.190	▲ 0.049	0.176
（省略）			
H28.6.1	▲ 0.240	▲ 0.111	0.058
H28.7.1	▲ 0.361	▲ 0.262	▲ 0.123
H28.7.27	▲ 0.384	▲ 0.297	▲ 0.074
H28.8.1	▲ 0.233	▲ 0.136	0.042
H28.9.1	▲ 0.166	▲ 0.047	0.136
H28.10.3	▲ 0.236	▲ 0.073	0.123
H28.11.1	▲ 0.198	▲ 0.048	0.127
H28.11.2	▲ 0.204	▲ 0.058	0.111
H28.11.4	▲ 0.209	▲ 0.059	0.115
H28.11.7	▲ 0.201	▲ 0.048	0.128
H28.11.8	▲ 0.203	▲ 0.063	0.111
H28.11.9	▲ 0.213	▲ 0.073	0.100
H28.11.10	▲ 0.183	▲ 0.043	0.134
H28.11.11	▲ 0.174	▲ 0.027	0.149
H28.11.14	▲ 0.153	▲ 0.013	0.167
H28.11.15	▲ 0.118	0.007	0.189

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

別紙２　最近の市場金利の動向

円LIBOR情報

（単位：％）

	1か月 円LIBOR	3か月 円LIBOR	6か月 円LIBOR
H28.1.4	0.04929	0.08286	0.11929
H28.2.1	0.02314	0.03986	0.04571
H28.3.1	▲ 0.05157	▲ 0.00571	▲ 0.00629
H28.3.31	▲ 0.06314	▲ 0.00429	0.02350
（省略）			
H28.6.1	▲0.06343	▲0.03029	▲0.00829
H28.7.1	▲0.04786	▲0.02386	▲0.01107
H28.8.1	▲0.05629	▲0.01521	0.00871
H28.9.1	▲0.07886	▲0.03150	▲0.00071
H28.10.3	▲0.03714	▲0.02414	0.00371
H28.10.28	▲0.03129	▲0.01700	0.01843
H28.10.31	▲0.04214	▲0.02586	0.01557
H28.11.1	▲0.02857	▲0.01443	0.01729
H28.11.2	▲0.03357	▲0.04714	0.00957
H28.11.3	▲0.04000	▲0.04086	0.01229
H28.11.4	▲0.04914	▲0.05057	0.00757
H28.11.7	▲0.05343	▲0.05129	0.00936
H28.11.8	▲0.07171	▲0.06129	0.00886
H28.11.9	▲0.07243	▲0.05357	0.01071
H28.11.10	▲0.06957	▲0.05686	0.00957
H28.11.11	▲0.06814	▲0.06686	0.00386
H28.11.14	▲0.05671	▲0.06543	0.00100
H28.11.15	▲0.04814	▲0.06186	0.00457

以　上

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。